

洲本市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 洲本市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 31 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度(19年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用 (平成30年4月1日より)
処理区域内人口密度	22.7人/ha (平成30年3月末時点)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	単独公共下水道
処 理 区 数	1区(都志処理区)		
処 理 場 数	1箇所(五色浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	下水道使用料と水道料金のシステムを統合し、下水道使用料の徴収事務を水道事業へ委託しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料	900円					
	従量使用料(1㎡あたり)	0㎡を超え10㎡以下	20円				
	※共に消費税抜	10㎡を超え30㎡以下	120円				
		30㎡を超え50㎡以下	140円				
		50㎡を超え100㎡以下	160円				
		100㎡を超え300㎡以下	210円				
	300㎡を超える分	230円					
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系と同様です。						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料体系と同様です。						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	2,484	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	3,157	円
	平成28年度	2,484	円		平成28年度	3,149	円
	平成29年度	2,484	円		平成29年度	2,966	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

*4 平成29年度は打切り決算であり、使用料の決算額が低くなっており、実質的な使用料(20㎡あたり)も平成27年度及び平成28年度と比較して、低くなっている。

③ 組織

職 員 数	平成30年度現在、下水道課職員数は課長以下9名です。業務は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及びコミュニティプラント事業です。
事業運営組織	平成30年度現在、下水道課9名の配置は次の通りです。課長1名、主幹1名、業務係5名、施設係2名の構成です。 各係の業務は下記のとおりです。 建設係 ・整備に関する計画及び事業実施に関すること ・水洗化推進及び経営に関すること 施設係 ・施設の維持管理及び排水設備の検査に関すること

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場及びポンプ場の維持管理については、平成23年度から包括的民間委託を行っています。その他に汚泥処分等の民間委託が可能なものは民間委託を行っています。
	イ 指定管理者制度	処理場及びポンプ場を包括民間委託により維持管理しているため、指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	PPP・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	バイオガス発電事業について、平成20年度から検討しましたが、実施には至っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	土地・施設等の利用については、今後どのような活用ができるか検討します。

*5 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*6 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成30年度に作成した平成29年度決算「経営比較分析表」を別紙のとおり添付しています。

2. 経営の基本方針

本市の下水道事業は「浸水の防除(雨水の排除)」・「生活環境の改善(汚水の排除)」・「公共用水域の水質保全」を図るため、整備を進めています。

また、新洲本市総合計画の基本目標の1つである「安全で安心して暮らせる強くなやかなまちづくり」を達成するために、下水道事業は不可欠なものであり、今後も安定的・持続的にサービスを提供していく必要があります。本経営戦略を作成するに当たり、下記の点を基本方針として下水道事業に取り組みます。

- ①計画的な整備
国庫補助事業を活用し、効率的な整備を行います。
- ②持続的なサービスの提供
ストックマネジメント計画を策定し、老朽化の進んでいる処理施設等を計画的に更新します。
- ③安定的な事業経営
平成30年4月から下水道事業の法適化(財務適用)を行いました。財務諸表等により経営状況を把握し、安定した経営に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

収支計画のうち、投資については下記の通り計画しています。

- ①五色浄化センター長寿命化工事
期間：平成34年度から平成39年度、総事業費：60百万円
- ②汚水管渠埋設工事
期間：平成30年度から平成39年度、総事業費：123百万円

② 収支計画のうち財源についての説明

計画している投資事業については、社会資本整備総合交付金を最大限活用し、残りの市負担分については、地方債を充当しています。ただし、地方債の発行に際しては、その年度の発行額が元金償還額を超えない範囲で発行することにより、地方債の残高低減を図ることとしています。

都志処理区については、平成29年度に事業計画の変更を行いました。それにより観光施設等の下水道接続のための整備を行い、使用料収入が増額する計画となっています。

また、資金不足分については基準外繰入で一般会計からの繰入金を計画しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

市では平成23年度から特定環境保全公共下水道事業の各施設(五色浄化センター、都志万歳ポンプ場、都志住吉ポンプ場)並びに公共下水道事業及びコミュニティプラント事業の各施設の維持管理について、包括民間委託を実施しており、今後も同様に取り組むことにより、管理経費を極力抑えるよう計画しています。また、徴収事務についても水道事業(淡路広域水道企業団)に委託しており、今後も同様に徴収事務を委託することにより、経費削減を図ります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略との乖離を分析し、少なくとも3年毎の見直しを行ってまいります。
---------------------	-------------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
		H28年度 (決算)	H29年度 (決算) 〔見 込〕										
資本的収入	1. 企業債			8,200	12,400	42,100	42,500	47,700	20,800	19,900	19,100	17,200	16,700
	うち資本費平準化債			2,900	4,900	21,600	27,000	26,200	15,300	14,400	13,600	11,700	11,200
	2. 他会計出資金			25,719	729	27,740	18,482	18,219	19,224	17,228	4,333	12,237	10,442
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金				6,500	20,000	15,000	21,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他			495	495	495	495	495	495	495	495	495	495
	計 (A)			34,414	20,124	90,335	76,477	87,414	45,519	42,623	28,928	34,932	32,637
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)			34,414	20,124	90,335	76,477	87,414	45,519	42,623	28,928	34,932	32,637
	資本的支出	1. 建設改良費			5,370	14,000	41,000	31,000	43,000	11,000	11,000	11,000	11,000
うち職員給与費													
2. 企業債償還金				73,700	78,033	73,771	69,923	65,191	53,191	50,532	39,906	43,483	41,327
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)			79,070	92,033	114,771	100,923	108,191	64,191	61,532	50,906	54,483	52,327	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			44,656	71,909	24,436	24,446	20,777	18,672	18,909	21,978	19,551	19,690	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			44,656	71,330	24,436	24,446	20,777	18,672	18,909	21,978	19,551	19,690
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他				579								
計 (F)			44,656	71,909	24,436	24,446	20,777	18,672	18,909	21,978	19,551	19,690	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)			626,591	560,958	529,287	501,864	484,373	451,982	421,350	400,544	374,261	349,634	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
		H28年度 (決算)	H29年度 (決算) 〔見 込〕										
収益的収支分				62,107	67,384	53,663	48,455	42,836	41,176	39,113	39,624	37,774	36,141
	うち基準内繰入金			62,107	67,384	53,663	48,455	42,836	41,176	39,113	39,624	37,774	36,141
	うち基準外繰入金												
資本的収支分				25,719	729	27,740	18,482	18,219	19,224	17,228	4,333	12,237	10,442
	うち基準内繰入金			719	729	740	482	219	224	228	233	237	242
	うち基準外繰入金			25,000		27,000	18,000	18,000	19,000	17,000	4,100	12,000	10,200
合 計			87,826	68,113	81,403	66,937	61,055	60,400	56,341	43,957	50,011	46,583	